

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年10月31日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。オオサキさん。

○記者 NHKのオオサキです。よろしくお願いします。

本日の定例会でも、事務局から今後の公開についてのあり方の考え方の案が示されました。これは10日の定例会で委員長もかなり強くというか、改善を指示したという部分があつての対応だと思うのですが、カテゴリー分けをしながら、今、非公開の面談でやっている部分についても、録音・録画という形での公開を進めていくというような案だったかと思うのですが、この改善の方向性についての受けとめと、改めてこういった改善を指示した背景というか、理由について教えてください。

○更田委員長 まず、御質問の中にあつたカテゴリー分けというほど厳密なものではなくて、というのは、ともすれば、役所でカテゴリー分けしてというと、詳細な議論に入り込んで、いつまでたっても改善が行われたい嫌があるので、まずはとにかく改善なのだから、できるところから始めようというのが趣旨です。

本来であれば、処分にかかわる判断、個別の規制にかかわるような判断が全て、現在行っているようなフルスペックの公開の会合だけで行われているのであれば、問題はないのだけれども、ともすれば、なかなか技術的な議論を明確に区分けすることも難しいこともあつて、非公開の会合の席上で見解の表明があつたり、意見のやりとりみたいな形になってしまうと。

これは一定程度はいたし方ないことといえ、いたし方ないことではあるのだけれども、しかしながら、できるだけ判断の表明であるとか、見解を伝えるというのは公開の会合でというのは、これまでも話してきたとおりです。そうであれば、今度は非公開となっていて、議事概要の公表という形になっている会合に関しても、技術的に、あるいは予算的にか人的な労力の点からでも、可能などころから手をつけて少しずつさらに高い公開性を求めていこうと。

今日の委員会でもお話ししましたがけれども、例えばユーチューブなどのウェブを通じた公開にしても、今のフルスペックの公開の会合で行っているような形だと、撮影者は

置かなければならないし、今の場合は発言者の顔の方へ画面を向けるというような形をとっていますけれども、これを全ての会議で行うことは到底難しいし、さらに、同時配信という形になると、これは回線上的問題等も生じてくるので、かといって、難しい、難しいと言って何もしていないというのはうちのポリシーに反するので、できることということで検討を進めてもらいつつあるのが録画と録音、おそらくは固定カメラという形になるのでしょうかけれども、これにしても一定の投資というか、かなりの投資が必要なので、検討してもらって、予算の執行も必要になるだろうしということです。

基本的に会議室の設備等の問題になりますので、明日からスタートという形にはならないとは思っていますけれども、議事概要だけではなくて、録音・録画という形で、何か今後とも見解を伝えたり、判断を伝えたりするのは、できるだけフルスペックの公開の会合でということには変わりはないのですけれども、後で言った、言わない等の問題が生じたときに、それをさかのぼって確認できるように録音・録画をして、それをあらかじめ公開しておくということには十分な意味があると考えています。

○記者 ありがとうございます。

もう少し基本的なところで、やはりなぜ規制委員会として改めて公開性、透明性というところに強く指示するのかというところを、改めてということもお願いできますでしょうか。

○更田委員長 これは既に公開でフルスペックの逐語議事録を作っている審査の会合であるとか、あるいは検討チーム会合ですけれども、透明性を維持するというだけではなくて、さらに言えば、そこでの議論の質なり、やりとりを高めていきたいという思いがあります。

より実質的で効果的な議論をしてほしいと思っていますし、これは規制庁の職員に求めているだけではなくて、申請者・事業者側がきちんと自らの意見を自らの言葉で語れるということがこの国の原子力の安全を考える上で極めて重要であって、事業者に、言いたいことが言えなかったとか、ないしは、こういった意見を表出したかったけれども、そういった機会がなかったというようなことを言われたくもないので、そういった意味で。

というのは、これは日本だけに限ったことではないですけれども、事業者・申請者の意見を押しえつけるような形をとると、今度は別の形でその意見が出回るみたいな形があって、これは決して健全な状態ではないので、意見があったら公開の席で自らの言葉で堂々とその意見を表明するというのは、これは我が国の原子力の安全文化を考える上でも重要だと思っています。そういった意味で、例えば、これは微妙な案件だからヒアリングで聞きますなんていうようなことがあってほしくない。ヒアリングも録画・録音という形になれば、そういったせりふは出てこないだろうし、むしろフルスペックで公開する会合での議論の質が上がることを期待しています。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。それでは、どうぞ。

○記者 共同通信のタケオカと申します。

今の関連なのですけれども、今回の取組自体、透明性、公開性はさらに増すことになると思うのですけれども、一方で、発足から6年たった今になっての今回の改善というのがなぜこのタイミングになったのかということについては、委員長はどのようにお考えでしょうか。もっと言うと、もうちょっと早くできたのかなとも思ったのですけれども。

○更田委員長 もっと早くはできなかったという理由があるわけではないので、もっと早くできたのではないかと問われれば、そうだろうと思います。ただ、やはり改善はいつでもできるときにさっさと始めるという意味で、たまたまこのタイミングになったというのと、もう一つは、もともと以前は実用発電炉の審査がやはり圧倒的にメインで、実用発電炉の審査会合というのは基本的に全て公開でやっていて、もちろんヒアリングも多数回行ってたのですけれども、一方、最近では試験研究炉であるとか、既に随分終わっていますけれども、加工施設であるとか再処理であるとか、そういったいわゆる原発以外の審査のものが増えてきて、これらについては、必ずしも実用発電炉ほどの公開性というものが維持できないでいた。

というのは、申請案件の数が非常に多いということもあって、実用発電炉並みではなかったのですけれども、今後はできるだけ原発の審査と同様に、その他の原子力施設についても透明性を確保していこうという、そういう時期に至ったからこのタイミングになったというのが結果ですね。

○司会 それでは、イワマさん。

○記者 毎日新聞のイワマです。よろしくお願いします。

質問の内容としては大きく分けて二つあるのですけれども、まず1点目、先週、常陽の審査、一度出し直しといたしますか、文書の方で規制委員の方が苦言といたしますか、呈したものといたしますか、そちらの方が出され直してきました。今後の審査の進め方と、改めて出されてきた内容についての所感をお願いいたします。

○更田委員長 まず、補正というか、修正というか、100メガワット未満の出力の炉心の構成でというものが申請されたものと理解していますけれども、これはまだ申請内容の確認をきちんと済ませてから見解を申し上げることになるだろうと思いますけれども、申請書の確認、内容の把握が済み次第、審査会合等を通じて議論を始めていくことになると思っています。

○記者 かしこまりました。

あと、もう一点なのですけれども、今、東海第二の延長認可の審査の方が進んでいますけれども、これに大きくかかわってくる原則40年のルールというものがありますけれども、こちらは例えば短過ぎるといった意見ですとか、あるいはそれでいいのかという

意見、いろいろな意見がありますけれども、今現在、委員長がどのようにこのルールを受けとめておられるか、お聞かせいただけますでしょうか。

- 更田委員長 これは原子力規制委員会が定めたものではなくて、国会が法律として定められたものですので、その是非、妥当性についてというよりは、私たちはその法律に従って処分の執行をしていくというのが私たちの役割だと思っています。

これは以前にも申し上げたことですがけれども、40年で1回区切るというのは、諸外国の先例から見ても一般的であって、米国などの例を借りて言うと、40年、60年、彼らは今ちょっと80年ということも言い出していますけれども、彼らはというのは、米国ではそういった議論が起きてはいますけれども、40年で1回確認して、そして、最大20年というのは、ふさわしい言葉が見つげにくいけれども、国際的な相場観に照らして言うと、おおむねよく見られる数字なのだと思います。

- 記者 40年という数字が国際的にそうしたことに使われていてというのは承知しているのですけれども、一方で、当初、この数字が定められたときというのは、特例で、その後20年延長できるといったことがあったと思うのですけれども、もちろん、今、廃炉も進んでいる現状で一般化しているとは言いませんけれども、例えば、容量の大きい各社がある意味、進めたいものについては、これまでの審査の中で通されてきている、基本的には通されてきていると言っていい現象があると思います。こちらにとっての受けとめはいかがでしょうか。

- 更田委員長 これはやはり個別に見ていくべきであろうとされていて、40年を迎えようとする原子炉であっても、保全の状態もありますし、40年を迎えるに当たって必要な交換であるとか、更新等がなされるので、これは個々のケースについて見るものであって、全体で多くの炉を十把一からげに40年というのはなかなか難しい議論でもあるし、技術的にふさわしくないとされています。実際、40年を迎える前に、これは事業者の判断ではあるけれども、例えば、最近の例で言えば、女川1号機は34年で廃炉を決めた炉もあるし、これは個別に事業者の判断であると思いますし、40年時点でその炉の状態をどう捉えるかは、やはり個々に判断していく必要があると思っています。

- 記者 例えば、考え方として、20年の延長ですとか、法律の中で、60年に延長できるけれども、40年の段階で延長を一回受けなければいけないですとか、反対にもっと厳格化するですとか、いろいろ考え方はあると思うのですけれども、今、進んでいる法律と制度については、これが現時点で妥当という考え方でよろしいでしょうか。

- 更田委員長 行政組織として法律に対してコメントするのがふさわしいかどうかという問題はあるとは思っていますけれども、先ほどからお答えしているように、40年の段階で一度立ちどまって確認して、最大20年という意味での延長について判断していくという仕組みは妥当なものであると思っています。

- 記者 ありがとうございます。

○司会 ほかはございますでしょうか。どうぞ。

○記者 宮城の河北新報のセガワと申します。

今も委員長のお話に出ましたけれども、東北電力が女川1号機の廃炉を正式に決定しました。1か月前も検討しているという段階でお話しして、同じ質問で恐縮ですけれども、改めてその受けとめと、あと、隣の2号機は再稼働に向けて、今、審査中で、再稼働すれば、稼働中の原発と廃炉する原発が隣同士という状況になりますけれども、この辺の注意点について、改めて御見解を伺いたいと思います。

○更田委員長 まず、女川1号機の廃炉については、これはあくまで東北電力の判断であって、私たちがコメントするようなものではないと思っています。

御質問の中でとても重要なのは、やはり同じサイトの中で、まだ判断まで至っていませんけれども、稼働させようとしている女川2号機と、それから、これから廃止措置に向かっていく女川1号機が隣接しているということは、東北電力にも十分慎重に注意深く、それぞれの措置に当たってほしいと思いますし、また私たち自身も、とても注意をしなければならないのは、廃止措置計画について審査、確認をする部隊と、それから、炉を再稼働させようとするときの適合性審査をする部隊との間のコミュニケーションを十分によくとらないと、役所の縦割りなどということがあってはならないというのは本当に重要なところで、廃止措置に当たって、分かりやすい例で言えば、廃止措置のためには、重機であるとか、どここの道を塞ぐということが、実際に廃止措置を進めていくとなると起きるわけです。女川2号機の稼働中にそういったことがあるかどうかは分かりませんが、女川2号機がもし動くのだとすれば、事故の対処のためのアクセスルートの確保であるとか、そういった問題はありますし、やはり同じサイトの中で著しく性格の異なる2つの作業が進むというときには、東北電力が慎重であることも必要ですし、さらに規制を行っている規制委員会、規制庁が双方に関して注意深く見ていくとともに、それぞれを見ている部隊といいますか、主分組織がきっちり連携することが重要であると思っています。これは女川原子力発電所だけに限らず、伊方や、例えば、美浜もそうですけれども、そういった原子力発電所でも同様の問題が起きるので、私たちとしては、規制庁の中の連携がきちんととれるように努めていきたいと思っています。

○記者 関連というか、ややこじつけの質問になるかもしれませんが、女川1号機は50万キロワットぐらいの出力で、例えば、志賀とか玄海とかは同じ50万キロワットで、まだ申請も何もしていない、態度を表明していない炉があると思うのですが、業界の中では、規模の効率性みたいな中で、老朽化して、小規模の炉は廃炉すべきとか、いろいろあるようですけれども、この辺については、委員長御自身はどのような御見解でいらっしゃいますか。

○更田委員長 これはさすがに規制当局としてコメントすることではないですし、炉の出力と、それから、今おっしゃっているのは採算性の問題ですので、これはあくまで事業者の判断であるし、それから、1つのサイトに複数基ある場合の基数との関係や、それ

から、各電力会社の持っている需要との関係があると思いますので、これはひとえに電力会社、地域の問題であろうと思って、規制当局としては何ら見解を持っているわけではありません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

もう一点、別件なのですが、今週末に田中委員が幌延のJAEAの深地層研究センターを視察されますけれども、私も先日行ってきまして、その関連で委員長の御見解も伺いたいのなのですが、いわゆる高レベルの地層処分の研究の実現可能性について、何か御見解があれば伺えればと思うのです。

○更田委員長 今回の段階で明確な見解があるわけではないのですが、幌延については、いずれ私も行ってみたいと思っています。というのは、少し前後が逆になったのかもしれないのですが、先般、フィンランドのオンカロを見てきて、あちらの場合は直接処分という形ではありますけれども、地層中への処分というものの具体例を見て、これが日本の場合どうなのだろうという関心をその際に持ちましたので、なかなか国会会期中は難しいかもしれないのですが、タイミングを狙って幌延には行きたいと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、デミズさん。

○記者 読売新聞のデミズと申します。

先ほどの毎日新聞の質問に関連してお伺いしたいのですが、いわゆる40年ルール of 仕組みについてなのですが、この仕組みは妥当というお話があったと思うのですが、いわゆる時間切れの廃炉がある中で、時計の針を止めた方がいいのではないかと、止めてほしいという議論が、産業界ですとか、事業者等からも出ていると思います。審査をする側にもかなり負担のあるシステムなのかなということも、廃炉の議論などを見て思ったのですが、それについて何かコメントがあればお願いします。

○更田委員長 御指摘の点については、既に電力のCEOですか、経営層との間のやり取りでも意見が出たかと思えます。ちょっと明確な記憶ではありませんけれども。何を申し上げたいかというと、電力事業者間に40年のカウントの仕方について、今と変わる、いわゆる経過時間ではなくて、運転時間等々、ほかのメジャーをとれないかという希望があることは承知しています。これは既にお答えもしていることではありますけれども、40年という時間は法律に書かれている精神そのものであって、法律には40年と書かれているけれども、40年というのは稼働中の期間のことを指しますというのは、ある種、法律の曲解に当たるというか、そこまで行政側が法律を解釈して読みかえるといえますか、これは単なる解釈の範疇ではなくて、明確な定義の問題だと思っています。したがって、法律が変わらない限り、40年の計り方が変わるものとは私には思えません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

それと、もう一点、常陽の関係で、27日にJAEAが補正書を出して、昨年4月の審査会合で機構の担当課長がUPZの対応に自治体を含めて時間がかかるので、早期の稼働を優先してこうしましたという説明をして、当初、委員長も考えられないという疑問を呈しました。27日に申請した後、機構は、当初の説明が十分ではなくて、本来は安全性向上の観点から実施したものですという説明にしています。説明が変わったような印象を受けたのが率直なところなのですけれども、これについて委員長の所感があればコメントをお願いします。

○更田委員長 常陽についてはこれからだと思っています。本格的かつ本質的な議論をしていくのはこれからだろうと思っています。それから、出力を下げたことについても、どういう炉心の体系をとるのかに関しても、これは審査の中を通じて聞いていくことになるだろうと思っていますので、これからだと思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 よろしいでしょうか。それでは、最後にタケオカさん、もう一回。

○記者 2度目で済みません、共同通信のタケオカです。

先ほどオンカロと幌延の話がありました。私、不勉強で恐縮なのですが、直接処分というのは、いわゆる再処理しないで、使用済燃料を直接地中に埋めるという御趣旨で直接処分とおっしゃった。

重ねて確認なのですが、幌延に御関心をお持ちだということなのですが、日本としても使用済燃料の直接処分を選択肢の一つにお考えという。

○更田委員長 まず、直接処分と申し上げたのは、フィンランドの場合は、使用済燃料を再処理することなく、使用済燃料の形で地層中に処分をしますので、そういった意味で直接処分という言葉を使いました。

我が国の場合は、地層処分というのは再処理後のガラス固化体、高レベル廃棄物という形で処分するというのが政策として決まっていることでありますので、その違いはあるけれども、地層処分という意味では同じだし、また幌延に関して言えば、処分方法のそこまで具体的なところを対象としているのではなくて、地層中に廃棄物を処分するときの技術的可能性、妥当性を探っているという段階にあるので、フィンランドは直接処分、我が国は再処理して高レベル廃棄物の処分という方針の違いはあるものの、地層中に穴を掘っていくという意味で類似の施設であるので、オンカロを見たときに、我が国の研究施設、実験施設はどういった状態なのかなということに関心を持った次第です。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。